道路法

（占用料の徴収）

第三十九条　道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用

が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に

規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

２　前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間

内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定す

る事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲

をこえてはならない。